

<改正要旨>

職務給制度を採用している教職員の給与について、地域相場の社会情勢等を勘案し、給与額を改定することに伴う改正。

<改正する就業規則>

国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員（特任等教職員）給与規程

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程

国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程

国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時教育研究等職員）給与規程

国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間教育研究等職員）給与規程

「国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程」の一部改正(案)

現 行

(略)

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付特任教員等基本年俸表(別表第1)
- (2) 任期付特任職員基本年俸表(別表第2)
- (3) 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(別表第3)

2 }
 } (略)
3 }

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

(略)

改 正(案)

(略)

(同左)

第11条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左

2 }
 } (略)
3 }

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

(略)

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 任期付特任教員等基本年俸表(第11条関係)

号 数	区 分	基本年俸額(円)
1	(+2)	20,308,800
	(+1)	19,561,200
	標準	18,813,600
	(-1)	18,066,000
2	(+2)	17,408,400
	(+1)	16,709,100
	標準	16,009,800
	(-1)	15,310,500
3	(+2)	14,688,600
	(+1)	14,037,600
	標準	13,386,600
	(-1)	12,735,600
4	(+2)	11,733,000
	(+1)	11,370,300
	標準	11,007,600
	(-1)	10,644,900
5	(+2)	10,402,500
	(+1)	10,100,100
	標準	9,797,700
	(-1)	9,495,300
6	(+2)	9,282,000
	(+1)	9,025,800
	標準	8,769,600
	(-1)	8,513,400
7	(+2)	8,314,200
	(+1)	8,088,300
	標準	7,862,400
	(-1)	7,636,500
8	(+2)	7,499,100
	(+1)	7,317,900
	標準	7,136,700
	(-1)	6,955,500
9	(+2)	6,712,800
	(+1)	6,531,600
	標準	6,350,400
	(-1)	6,169,200
10	(+2)	6,066,000
	(+1)	5,914,500
	標準	5,763,000
	(-1)	5,611,500
11	(+2)	5,532,900
	(+1)	5,420,400
	標準	5,307,900
	(-1)	5,195,400
12	(+2)	5,077,800
	(+1)	4,965,300
	標準	4,852,800
	(-1)	4,740,300
13	(+2)	4,670,100
	(+1)	4,579,500
	標準	4,488,900
	(-1)	4,398,300

別表第1 同左

号 数	区 分	基本年俸額(円)
1	(+2)	20,613,300
	(+1)	19,854,600
	標準	19,095,900
	(-1)	18,337,200
2	(+2)	17,668,800
	(+1)	16,959,300
	標準	16,249,800
	(-1)	15,540,300
3	(+2)	14,908,500
	(+1)	14,247,900
	標準	13,587,300
	(-1)	12,926,700
4	(+2)	11,908,800
	(+1)	11,540,700
	標準	11,172,600
	(-1)	10,804,500
5	(+2)	10,558,500
	(+1)	10,251,600
	標準	9,944,700
	(-1)	9,637,800
6	(+2)	9,420,600
	(+1)	9,160,800
	標準	8,901,000
	(-1)	8,641,200
7	(+2)	8,438,700
	(+1)	8,209,500
	標準	7,980,300
	(-1)	7,751,100
8	(+2)	7,611,600
	(+1)	7,427,700
	標準	7,243,800
	(-1)	7,059,900
9	(+2)	6,813,600
	(+1)	6,629,700
	標準	6,445,800
	(-1)	6,261,900
10	(+2)	6,156,600
	(+1)	6,003,000
	標準	5,849,400
	(-1)	5,695,800
11	(+2)	5,615,400
	(+1)	5,501,400
	標準	5,387,400
	(-1)	5,273,400
12	(+2)	5,153,700
	(+1)	5,039,700
	標準	4,925,700
	(-1)	4,811,700
13	(+2)	4,739,700
	(+1)	4,647,900
	標準	4,556,100
	(-1)	4,464,300

別表第2 任期付特任職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設勤務者	標準	調整1
1	(+2)	11,228,700	12,299,100	12,420,300
	(+1)	10,895,700	11,935,500	12,056,700
	標準	10,562,700	11,571,900	11,693,100
	(-1)	10,229,700	11,208,300	11,329,500
2	(+2)	10,034,100	10,988,700	11,113,500
	(+1)	9,696,300	10,619,700	10,744,500
	標準	9,358,500	10,250,700	10,375,500
	(-1)	9,020,700	9,881,700	10,006,500
3	(+2)	8,853,900	9,693,300	9,819,300
	(+1)	8,601,900	9,417,000	9,543,000
	標準	8,349,900	9,140,700	9,266,700
	(-1)	8,097,900	8,864,400	8,990,400
4	(+2)	7,859,400	8,604,300	8,711,400
	(+1)	7,620,300	8,340,300	8,447,400
	標準	7,381,200	8,076,300	8,183,400
	(-1)	7,142,100	7,812,300	7,919,400
5	(+2)	6,968,700	7,620,900	7,745,700
	(+1)	6,762,900	7,397,100	7,521,900
	標準	6,557,100	7,173,300	7,298,100
	(-1)	6,351,300	6,949,500	7,074,300
6	(+2)	6,232,800	6,813,900	6,939,900
	(+1)	6,073,500	6,639,300	6,765,300
	標準	5,914,200	6,464,700	6,590,700
	(-1)	5,754,900	6,290,100	6,416,100
7	(+2)	5,504,400	6,014,400	6,140,700
	(+1)	5,301,900	5,793,600	5,919,900
	標準	5,099,400	5,572,800	5,699,100
	(-1)	4,896,900	5,352,000	5,478,300
8	(+2)	4,828,200	5,277,000	5,393,400
	(+1)	4,696,200	5,129,700	5,243,100
	標準	4,564,200	4,982,400	5,092,800
	(-1)	4,432,200	4,835,100	4,942,500
9	(+2)	4,299,300	4,692,300	4,800,900
	(+1)	4,170,300	4,551,300	4,659,900
	標準	4,041,300	4,410,300	4,518,900
	(-1)	3,912,300	4,269,300	4,377,900
10	(+2)	3,786,000	4,132,800	4,252,800
	(+1)	3,663,000	3,997,800	4,111,800
	標準	3,540,000	3,862,800	3,970,800
	(-1)	3,417,000	3,727,800	3,829,800
11	(+2)	3,307,800	3,610,500	3,706,200
	(+1)	3,194,700	3,484,500	3,574,200
	標準	3,081,600	3,358,500	3,442,200
	(-1)	2,968,500	3,232,500	3,310,200

別表第2 同左

号数	区分	基本年俸額(円)		
		大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設勤務者	標準	調整1
1	(+2)	11,396,700	12,483,600	12,606,600
	(+1)	11,058,900	12,114,600	12,237,600
	標準	10,721,100	11,745,600	11,868,600
	(-1)	10,383,300	11,376,600	11,499,600
2	(+2)	10,184,100	11,153,400	11,280,000
	(+1)	9,841,500	10,779,000	10,905,600
	標準	9,498,900	10,404,600	10,531,200
	(-1)	9,156,300	10,030,200	10,156,800
3	(+2)	8,986,200	9,838,200	9,966,000
	(+1)	8,730,600	9,558,000	9,685,800
	標準	8,475,000	9,277,800	9,405,600
	(-1)	8,219,400	8,997,600	9,125,400
4	(+2)	7,976,700	8,733,300	8,841,900
	(+1)	7,734,300	8,465,400	8,574,000
	標準	7,491,900	8,197,500	8,306,100
	(-1)	7,249,500	7,929,600	8,038,200
5	(+2)	7,073,100	7,745,200	7,861,800
	(+1)	6,864,300	7,508,100	7,634,700
	標準	6,655,500	7,281,000	7,407,600
	(-1)	6,446,700	7,053,900	7,180,500
6	(+2)	6,325,800	6,915,600	7,043,700
	(+1)	6,164,400	6,738,600	6,866,700
	標準	6,003,000	6,561,600	6,689,700
	(-1)	5,841,600	6,384,600	6,512,700
7	(+2)	5,586,900	6,104,700	6,232,800
	(+1)	5,381,400	5,880,600	6,008,700
	標準	5,175,900	5,656,500	5,784,600
	(-1)	4,970,400	5,432,400	5,560,500
8	(+2)	4,900,200	5,355,900	5,474,100
	(+1)	4,766,400	5,206,500	5,321,700
	標準	4,632,600	5,057,100	5,169,300
	(-1)	4,498,800	4,907,700	5,016,900
9	(+2)	4,363,500	4,762,800	4,872,900
	(+1)	4,232,700	4,619,700	4,729,800
	標準	4,101,900	4,476,600	4,586,700
	(-1)	3,971,100	4,333,500	4,443,600
10	(+2)	3,842,700	4,194,300	4,316,700
	(+1)	3,717,900	4,057,500	4,173,600
	標準	3,593,100	3,920,700	4,030,500
	(-1)	3,468,300	3,783,900	3,887,400
11	(+2)	3,357,000	3,664,500	3,761,400
	(+1)	3,242,400	3,536,700	3,627,600
	標準	3,127,800	3,408,900	3,493,800
	(-1)	3,013,200	3,281,100	3,360,000

別表第3 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	6,474,900	6,597,000	6,720,000
	(+1)	6,290,400	6,412,500	6,535,500
	標準	6,105,900	6,228,000	6,351,000
	(-1)	5,921,400	6,043,500	6,166,500
2	(+2)	5,762,100	5,884,200	6,007,800
	(+1)	5,592,000	5,714,100	5,837,400
	標準	5,421,900	5,544,000	5,667,000
	(-1)	5,251,800	5,373,900	5,496,600
3	(+2)	5,160,300	5,271,900	5,384,400
	(+1)	5,029,800	5,136,900	5,244,300
	標準	4,899,300	5,001,900	5,104,200
	(-1)	4,768,800	4,866,900	4,964,100
4	(+2)	4,659,000	4,761,600	4,863,600
	(+1)	4,540,800	4,643,100	4,745,400
	標準	4,422,600	4,524,600	4,627,200
	(-1)	4,304,400	4,406,100	4,509,000
5	(+2)	4,236,600	4,338,900	4,441,500
	(+1)	4,144,800	4,247,100	4,349,700
	標準	4,053,000	4,155,300	4,257,900
	(-1)	3,961,200	4,063,500	4,166,100
6	(+2)	3,872,700	3,975,900	4,077,900
	(+1)	3,783,900	3,887,100	3,989,100
	標準	3,695,100	3,798,300	3,900,300
	(-1)	3,606,300	3,709,500	3,811,500
7	(+2)	3,578,400	3,681,000	3,783,600
	(+1)	3,521,700	3,624,300	3,726,000
	標準	3,465,000	3,567,600	3,668,400
	(-1)	3,408,300	3,510,900	3,610,800
8	(+2)	3,363,900	3,453,300	3,543,600
	(+1)	3,315,000	3,398,700	3,482,100
	標準	3,266,100	3,344,100	3,420,600
	(-1)	3,217,200	3,289,500	3,359,100
9	(+2)	3,138,300	3,215,700	3,292,200
	(+1)	3,074,700	3,151,200	3,228,300
	標準	3,011,100	3,086,700	3,164,400
	(-1)	2,947,500	3,022,200	3,100,500

別表第3 同左

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	6,571,800	6,695,700	6,820,800
	(+1)	6,384,600	6,508,500	6,633,600
	標準	6,197,400	6,321,300	6,446,400
	(-1)	6,010,200	6,134,100	6,259,200
2	(+2)	5,848,200	5,972,100	6,097,500
	(+1)	5,675,700	5,799,600	5,924,700
	標準	5,503,200	5,627,100	5,751,900
	(-1)	5,330,700	5,454,600	5,579,100
3	(+2)	5,237,400	5,350,500	5,465,100
	(+1)	5,105,100	5,213,700	5,322,900
	標準	4,972,800	5,076,900	5,180,700
	(-1)	4,840,500	4,940,100	5,038,500
4	(+2)	4,728,300	4,832,400	4,935,900
	(+1)	4,608,600	4,712,400	4,816,200
	標準	4,488,900	4,592,400	4,696,500
	(-1)	4,369,200	4,472,400	4,576,800
5	(+2)	4,299,900	4,403,700	4,507,800
	(+1)	4,206,900	4,310,700	4,414,800
	標準	4,113,900	4,217,700	4,321,800
	(-1)	4,020,900	4,124,700	4,228,800
6	(+2)	3,930,600	4,035,300	4,138,800
	(+1)	3,840,600	3,945,300	4,048,800
	標準	3,750,600	3,855,300	3,958,800
	(-1)	3,660,600	3,765,300	3,868,800
7	(+2)	3,631,500	3,735,600	3,839,700
	(+1)	3,574,200	3,678,300	3,781,500
	標準	3,516,900	3,621,000	3,723,300
	(-1)	3,459,600	3,563,700	3,665,100
8	(+2)	3,414,000	3,504,600	3,596,700
	(+1)	3,364,500	3,449,400	3,534,300
	標準	3,315,000	3,394,200	3,471,900
	(-1)	3,265,500	3,339,000	3,409,500
9	(+2)	3,185,400	3,263,700	3,341,400
	(+1)	3,120,900	3,198,300	3,276,600
	標準	3,056,400	3,132,900	3,211,800
	(-1)	2,991,900	3,067,500	3,147,000

「国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表(別表第1)
- (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表(別表第2)

2 }
{ (略)
3 }

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第11条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左

2 }
{ (略)
3 }

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

(略)

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

ク ラ ス	区 分	基本年俸額(円)					
		標 準		調 整 1		調 整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
マネジメント	(+2)	5,460,000	—	5,526,000	—	5,592,000	—
	(+1)	5,250,000	—	5,322,000	—	5,394,000	—
	標準	5,040,000	—	5,118,000	—	5,196,000	—
	(-1)	4,830,000	—	4,914,000	—	4,998,000	—
アッパー	(+2)	4,620,000	3,900,000	4,710,000	3,982,800	4,800,000	4,071,600
	(+1)	4,410,000	3,750,000	4,506,000	3,835,800	4,602,000	3,924,600
	標準	4,200,000	3,600,000	4,302,000	3,688,800	4,404,000	3,777,600
	(-1)	4,020,000	3,450,000	4,125,300	3,541,800	4,230,600	3,630,600
ミドル	(+2)	3,840,000	3,300,000	3,948,600	3,394,800	4,057,200	3,495,600
	(+1)	3,660,000	3,150,000	3,771,900	3,247,800	3,883,800	3,348,600
	標準	3,480,000	3,000,000	3,595,200	3,100,800	3,710,400	3,201,600
	(-1)	3,300,000	2,850,000	3,418,200	2,953,440	3,536,400	3,054,240
エキスパート	(+2)	3,120,000	2,700,000	3,241,200	2,805,600	3,362,400	2,917,200
	(+1)	2,940,000	2,550,000	3,064,200	2,658,000	3,188,400	2,769,600
	標準	2,760,000	2,400,000	2,887,200	2,511,300	3,014,400	2,622,900
	(-1)	2,610,000	2,250,000	2,739,000	2,362,800	2,868,000	2,474,400
ユニバーサル	(+2)	2,460,000	2,100,000	2,590,800	2,214,000	2,721,600	2,331,600
	(+1)	2,310,000	1,950,000	2,442,600	2,065,200	2,575,200	2,182,800
	標準	2,160,000	1,800,000	2,294,400	1,917,600	2,428,800	2,035,200
	(-1)	2,010,000	1,650,000	2,146,200	1,768,800	2,282,400	1,886,400

※ マネジメントクラスの適用にあたっては、フルタイム勤務嘱託職員に限るものとする。

別表第1 同左

ク ラ ス	区 分	基本年俸額(円)					
		標 準		調 整 1		調 整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
マネジメント	(+2)	5,541,600	—	5,608,800	—	5,675,400	—
	(+1)	5,328,600	—	5,401,800	—	5,474,700	—
	標準	5,115,600	—	5,194,800	—	5,274,000	—
	(-1)	4,902,600	—	4,987,800	—	5,073,300	—
アッパー	(+2)	4,689,000	3,958,200	4,780,500	4,042,200	4,871,400	4,132,500
	(+1)	4,476,000	3,806,100	4,573,500	3,893,100	4,670,700	3,983,400
	標準	4,263,000	3,654,000	4,366,500	3,744,000	4,470,000	3,834,300
	(-1)	4,080,300	3,501,900	4,187,400	3,594,900	4,294,200	3,685,200
ミドル	(+2)	3,897,600	3,349,200	4,007,400	3,445,500	4,117,800	3,547,800
	(+1)	3,714,900	3,197,100	3,828,300	3,296,400	3,942,000	3,398,700
	標準	3,532,200	3,045,000	3,649,200	3,147,300	3,766,200	3,249,600
	(-1)	3,349,500	2,892,900	3,469,800	2,997,900	3,589,800	3,100,200
エキスパート	(+2)	3,166,800	2,740,200	3,289,200	2,847,600	3,412,500	2,960,700
	(+1)	2,984,100	2,588,100	3,109,800	2,697,900	3,236,100	2,811,000
	標準	2,801,400	2,436,000	2,930,400	2,549,100	3,059,700	2,662,200
	(-1)	2,649,300	2,283,900	2,780,100	2,398,500	2,911,200	2,511,600
ユニバーサル	(+2)	2,496,600	2,131,200	2,629,500	2,247,000	2,762,100	2,366,400
	(+1)	2,344,500	1,979,100	2,479,200	2,096,100	2,613,600	2,215,500
	標準	2,192,400	1,827,000	2,328,900	1,946,400	2,465,100	2,065,800
	(-1)	2,040,300	1,674,900	2,178,600	1,795,500	2,316,600	1,914,900

※ 同左

別表第2 特例任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)					
		標準		調整 1		調整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
1	(+2)	4,915,000	4,300,000	5,020,000	4,392,000	5,125,000	4,484,000
	(+1)	4,857,500	4,250,000	4,962,500	4,342,000	5,067,500	4,434,000
	標準	4,800,000	4,200,000	4,905,000	4,292,000	5,010,000	4,384,000
	(-1)	4,745,000	4,150,000	4,850,000	4,242,000	4,955,000	4,334,000
2	(+2)	4,690,000	4,100,000	4,795,000	4,192,000	4,900,000	4,284,000
	(+1)	4,635,000	4,050,000	4,740,000	4,142,000	4,845,000	4,234,000
	標準	4,580,000	4,000,000	4,685,000	4,092,000	4,790,000	4,184,000
	(-1)	4,522,500	3,950,000	4,627,500	4,042,000	4,732,500	4,134,000
3	(+2)	4,465,000	3,900,000	4,570,000	3,992,000	4,675,000	4,084,000
	(+1)	4,407,500	3,850,000	4,512,500	3,942,000	4,617,500	4,034,000
	標準	4,350,000	3,800,000	4,455,000	3,892,000	4,560,000	3,984,000
	(-1)	4,292,500	3,750,000	4,397,500	3,842,000	4,502,500	3,934,000
4	(+2)	4,235,000	3,700,000	4,340,000	3,792,000	4,445,000	3,884,000
	(+1)	4,177,500	3,650,000	4,282,500	3,742,000	4,387,500	3,834,000
	標準	4,120,000	3,600,000	4,225,000	3,692,000	4,330,000	3,784,000
	(-1)	4,062,500	3,550,000	4,167,500	3,642,000	4,272,500	3,734,000
5	(+2)	4,005,000	3,500,000	4,110,000	3,592,000	4,215,000	3,684,000
	(+1)	3,947,500	3,450,000	4,052,500	3,542,000	4,157,500	3,634,000
	標準	3,890,000	3,400,000	3,995,000	3,492,000	4,100,000	3,584,000
	(-1)	3,832,500	3,350,000	3,937,500	3,442,000	4,042,500	3,534,000
6	(+2)	3,775,000	3,300,000	3,880,000	3,392,000	3,985,000	3,484,000
	(+1)	3,717,500	3,250,000	3,822,500	3,342,000	3,927,500	3,434,000
	標準	3,660,000	3,200,000	3,765,000	3,292,000	3,870,000	3,384,000
	(-1)	3,602,500	3,150,000	3,707,500	3,242,000	3,812,500	3,334,000
7	(+2)	3,545,000	3,100,000	3,650,000	3,192,000	3,755,000	3,284,000
	(+1)	3,487,500	3,050,000	3,592,500	3,142,000	3,697,500	3,234,000
	標準	3,430,000	3,000,000	3,535,000	3,092,000	3,640,000	3,184,000
	(-1)	3,372,500	2,950,000	3,477,500	3,042,000	3,582,500	3,134,000
8	(+2)	3,315,000	2,900,000	3,420,000	2,992,000	3,525,000	3,084,000
	(+1)	3,257,500	2,850,000	3,362,500	2,942,000	3,467,500	3,034,000
	標準	3,200,000	2,800,000	3,305,000	2,892,000	3,410,000	2,984,000
	(-1)	3,145,000	2,750,000	3,250,000	2,842,000	3,355,000	2,934,000
9	(+2)	3,090,000	2,700,000	3,195,000	2,792,000	3,300,000	2,884,000
	(+1)	3,035,000	2,650,000	3,140,000	2,742,000	3,245,000	2,834,000
	標準	2,980,000	2,600,000	3,085,000	2,692,000	3,190,000	2,784,000
	(-1)	2,922,500	2,550,000	3,027,500	2,642,000	3,132,500	2,734,000
10	(+2)	2,865,000	2,500,000	2,970,000	2,592,000	3,075,000	2,684,000
	(+1)	2,807,500	2,450,000	2,912,500	2,542,000	3,017,500	2,634,000
	標準	2,750,000	2,400,000	2,855,000	2,492,000	2,960,000	2,584,000
	(-1)	2,692,500	2,350,000	2,797,500	2,442,000	2,902,500	2,534,000
11	(+2)	2,635,000	2,300,000	2,740,000	2,392,000	2,845,000	2,484,000
	(+1)	2,577,500	2,250,000	2,682,500	2,342,000	2,787,500	2,434,000
	標準	2,520,000	2,200,000	2,625,000	2,292,000	2,730,000	2,384,000
	(-1)	2,462,500	2,150,000	2,567,500	2,242,000	2,672,500	2,334,000
12	(+2)	2,405,000	2,100,000	2,510,000	2,192,000	2,615,000	2,284,000
	(+1)	2,347,500	2,050,000	2,452,500	2,142,000	2,557,500	2,234,000
	標準	2,290,000	2,000,000	2,395,000	2,092,000	2,500,000	2,184,000
	(-1)	2,232,500	1,950,000	2,337,500	2,042,000	2,442,500	2,134,000
13	(+2)	2,175,000	1,900,000	2,280,000	1,992,000	2,385,000	2,084,000
	(+1)	2,117,500	1,850,000	2,222,500	1,942,000	2,327,500	2,034,000

別表第2 同左

号数	区分	基本年俸額(円)					
		標準		調整 1		調整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
1	(+2)	4,988,400	4,364,400	5,094,900	4,457,700	5,201,700	4,551,300
	(+1)	4,930,200	4,313,700	5,036,700	4,407,000	5,143,500	4,500,600
	標準	4,872,000	4,263,000	4,978,500	4,356,300	5,085,300	4,449,900
	(-1)	4,816,200	4,212,300	4,922,700	4,305,600	5,029,500	4,399,200
2	(+2)	4,760,400	4,161,300	4,866,900	4,254,900	4,973,400	4,348,200
	(+1)	4,704,600	4,110,600	4,811,100	4,204,200	4,917,600	4,297,500
	標準	4,648,800	4,059,900	4,755,300	4,153,500	4,861,800	4,246,800
	(-1)	4,590,600	4,009,200	4,697,100	4,102,800	4,803,600	4,196,100
3	(+2)	4,531,800	3,958,500	4,638,300	4,051,800	4,744,400	4,145,100
	(+1)	4,473,600	3,907,800	4,580,100	4,001,100	4,686,600	4,094,400
	標準	4,415,400	3,857,100	4,521,900	3,950,400	4,628,400	4,043,700
	(-1)	4,357,200	3,806,400	4,463,700	3,899,700	4,570,200	3,993,000
4	(+2)	4,298,100	3,755,400	4,404,900	3,848,700	4,511,400	3,942,300
	(+1)	4,239,900	3,704,700	4,346,700	3,798,000	4,453,200	3,891,600
	標準	4,181,700	3,654,000	4,288,500	3,747,300	4,395,000	3,840,900
	(-1)	4,123,500	3,603,300	4,230,300	3,696,600	4,336,800	3,790,200
5	(+2)	4,064,700	3,552,300	4,171,200	3,645,900	4,278,000	3,739,200
	(+1)	4,006,500	3,501,600	4,113,000	3,595,200	4,219,800	3,688,500
	標準	3,948,300	3,450,900	4,054,800	3,544,500	4,161,600	3,637,800
	(-1)	3,890,100	3,400,200	3,996,600	3,493,800	4,103,400	3,587,100
6	(+2)	3,831,300	3,349,500	3,937,800	3,442,800	4,044,600	3,536,100
	(+1)	3,773,100	3,298,800	3,879,600	3,392,100	3,986,400	3,485,400
	標準	3,714,900	3,248,100	3,821,400	3,341,400	3,928,200	3,434,700
	(-1)	3,656,700	3,197,400	3,763,200	3,290,700	3,870,000	3,384,000
7	(+2)	3,597,900	3,146,400	3,704,400	3,239,700	3,810,900	3,333,300
	(+1)	3,539,700	3,095,700	3,646,200	3,189,000	3,752,700	3,282,600
	標準	3,481,500	3,045,000	3,588,000	3,138,300	3,694,500	3,231,900
	(-1)	3,423,300	2,994,300	3,529,800	3,087,600	3,636,300	3,181,200
8	(+2)	3,364,500	2,943,300	3,471,000	3,036,900	3,577,500	3,130,200
	(+1)	3,306,300	2,892,600	3,412,800	2,986,200	3,519,300	3,079,500
	標準	3,248,100	2,841,900	3,354,600	2,935,500	3,461,100	3,028,800
	(-1)	3,192,300	2,791,200	3,298,800	2,884,800	3,405,300	2,978,100
9	(+2)	3,136,200	2,740,500	3,243,000	2,833,800	3,349,500	2,927,100
	(+1)	3,080,400	2,689,800	3,187,200	2,783,100	3,293,700	2,876,400
	標準	3,024,600	2,639,100	3,131,400	2,732,400	3,237,900	2,825,700
	(-1)	2,966,400	2,588,400	3,073,200	2,681,700	3,179,700	2,775,000
10	(+2)	2,907,600	2,537,400	3,014,100	2,630,700	3,120,900	2,724,300
	(+1)	2,849,400	2,486,700	2,955,900	2,580,000	3,062,700	2,673,600
	標準	2,791,200	2,436,000	2,897,700	2,529,300	3,004,500	2,622,900
	(-1)	2,733,000	2,385,300	2,839,500	2,478,600	2,946,300	2,572,200
11	(+2)	2,674,200	2,334,300	2,780,700	2,427,900	2,887,500	2,521,200
	(+1)	2,616,000	2,283,600	2,722,500	2,377,200	2,829,300	2,470,500
	標準	2,557,800	2,232,900	2,664,300	2,326,500	2,771,100	2,419,800
	(-1)	2,499,600	2,182,200	2,606,100	2,275,800	2,712,900	2,369,100
12	(+2)	2,440,800	2,131,500	2,547,300	2,224,800	2,653,800	2,318,100
	(+1)	2,382,600	2,080,800	2,489,100	2,174,100	2,595,600	2,267,400
	標準	2,324,400	2,030,100	2,430,900	2,123,400	2,537,400	2,216,700
	(-1)	2,266,200	1,979,400	2,372,700	2,072,700	2,479,200	2,166,000
13	(+2)	2,207,400	1,928,400	2,313,900	2,021,700	2,420,400	2,115,300
	(+1)	2,149,200	1,877,700	2,255,700	1,971,000	2,362,200	2,064,600

	標準	2,060,000	1,800,000	2,165,000	1,892,000	2,270,000	1,984,000
	(-1)	2,002,500	1,750,000	2,107,500	1,842,000	2,212,500	1,934,000
	(+2)	1,945,000	1,700,000	2,050,000	1,792,000	2,155,000	1,884,000
14	(+1)	1,887,500	1,650,000	1,992,500	1,742,000	2,097,500	1,834,000
	標準	1,830,000	1,600,000	1,935,000	1,692,000	2,040,000	1,784,000
	(-1)	1,772,500	1,550,000	1,877,500	1,642,000	1,982,500	1,734,000
15	(+2)	1,715,000	1,500,000	1,820,000	1,592,000	1,925,000	1,684,000
	(+1)	1,657,500	1,450,000	1,762,500	1,542,000	1,867,500	1,634,000
	標準	1,600,000	1,400,000	1,705,000	1,492,000	1,810,000	1,584,000
	(-1)	1,545,000	1,350,000	1,650,000	1,442,000	1,755,000	1,534,000

	標準	2,091,000	1,827,000	2,197,500	1,920,300	2,304,000	2,013,900
	(-1)	2,032,800	1,776,300	2,139,300	1,869,600	2,245,800	1,963,200
	(+2)	1,974,000	1,725,300	2,080,500	1,818,900	2,187,000	1,912,200
14	(+1)	1,915,800	1,674,600	2,022,300	1,768,200	2,128,800	1,861,500
	標準	1,857,600	1,623,900	1,964,100	1,717,500	2,070,600	1,810,800
	(-1)	1,799,400	1,573,200	1,905,900	1,666,800	2,012,400	1,760,100
15	(+2)	1,740,300	1,522,500	1,847,100	1,615,800	1,953,600	1,709,100
	(+1)	1,682,100	1,471,800	1,788,900	1,565,100	1,895,400	1,658,400
	標準	1,623,900	1,421,100	1,730,700	1,514,400	1,837,200	1,607,700
	(-1)	1,568,100	1,370,400	1,674,900	1,463,700	1,781,400	1,557,000

「国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程」の一部改正(案)

現 行

(略)

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職時間給表(別表第1)

ア 一般職時間給表(一)

イ 一般職時間給表(二)

(2) 医療職時間給表(別表第2)

ア 医療職時間給表(A)

イ 医療職時間給表(B)

(3) 教育職時間給表(別表第3)

ア 教育職時間給表(一)

2 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 }
{ (略)
3 }

(長期勤続者に対する特例措置)

4 第7条第1項の規定にかかわらず、大学における職員としての継続勤務期間(法人化前から大阪大学に時間雇用職員として勤務していた者については、当該時間雇用職員としての継続勤務期間及びこれに先行する日々雇用職員としての継続勤務期間を含む。)が10年に達した者については、当分の間、別表第1及び別表第3に定める時間給表に代えて、別表第1A及び別表第3Aに定める時間給表を適用することができるものとする。

改 正 (案)

(略)

(同左)

第7条 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

(2) 同左

ア 同左

イ 同左

(3) 同左

ア 同左

2 (略)

(略)

附 則

(同左)

1 同左

2 }
{ (略)
3 }

(同左)

4 同左

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

別表第1A

別紙のとおり

(略)

別表第3A

別紙のとおり

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

別表第1A

別紙のとおり

(略)

別表第3A

別紙のとおり

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)時間給表

別表第1

一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,197	3,260
		(2,923)	
A	2	2,666	2,722
		(2,441)	
A	3	2,128	2,183
		(1,951)	
B	1	1,732	1,774
		(1,589)	
B	2	1,526	1,559
		(1,403)	
B	3	1,354	1,386
		(1,245)	
C	1	1,231	1,263
		(1,135)	
C	2	1,150	1,182
		(1,058)	
C	3	1,067	1,100
		(985)	

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	1,993	2,042	2,090	2,140
		(1,828)			
A	2	1,795	1,844	1,892	1,942
		(1,649)			
A	3	1,609	1,646	1,685	1,725
		(1,477)			
B	1	1,410	1,447	1,485	1,526
		(1,296)			
B	2	1,231	1,267	1,302	1,340
		(1,136)			
B	3	1,058	1,094	1,132	1,166
		(977)			
C	1	940			
C	2	858			

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)時間給表

別表第1 一般職時間給表

ア 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,245	3,309
		(2,967)	
A	2	2,706	2,763
		(2,478)	
A	3	2,160	2,216
		(1,980)	
B	1	1,758	1,801
		(1,613)	
B	2	1,549	1,582
		(1,424)	
B	3	1,374	1,407
		(1,264)	
C	1	1,249	1,282
		(1,152)	
C	2	1,167	1,200
		(1,074)	
C	3	1,083	1,117
		(1,000)	

イ 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,023	2,073	2,121	2,172
		(1,855)			
A	2	1,822	1,872	1,920	1,971
		(1,674)			
A	3	1,633	1,671	1,710	1,751
		(1,499)			
B	1	1,431	1,469	1,507	1,549
		(1,315)			
B	2	1,249	1,286	1,322	1,360
		(1,153)			
B	3	1,074	1,110	1,149	1,183
		(992)			
C	1	954			
C	2	871			

別表第2 医療職時間給表

ア 医療職時間給表(A)

この時間給表は、医療技術補佐員及び医療技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	3,147	3,210	3,273
A	2	2,794	2,857	2,920
A	3	2,524	2,578	2,629
B	1	2,278	2,333	2,385
B	2	2,088	2,142	2,194
B	3	1,903	1,958	2,009
C	1	1,786	1,839	1,890
C	2	1,682	1,724	1,763
C	3	1,552	1,590	1,631

イ 医療職時間給表(B)

この時間給表は、看護技術補佐員及び看護技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	2,532	2,597	2,662
A	2	2,332	2,396	2,460
A	3	2,135	2,199	2,264
B	1	1,972	2,037	2,101
B	2	1,797	1,850	1,901
C	1	1,662	1,712	1,761
C	2	1,558	1,602	1,647

別表第3

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,067	2,128
		(1,895)	(1,952)
A	2	1,862	1,922
		(1,707)	(1,763)
A	3	1,672	1,733
		(1,536)	(1,590)
B	1	1,529	1,588
		(1,405)	(1,460)
B	2	1,386	1,446
		(1,274)	(1,330)
B	3	1,242	1,303
		(1,144)	(1,199)

別表第2 同左

ア 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	3,194	3,258	3,322
A	2	2,836	2,900	2,964
A	3	2,562	2,617	2,668
B	1	2,312	2,368	2,421
B	2	2,119	2,174	2,227
B	3	1,932	1,987	2,039
C	1	1,813	1,867	1,918
C	2	1,707	1,750	1,789
C	3	1,575	1,614	1,655

イ 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	2,570	2,636	2,702
A	2	2,367	2,432	2,497
A	3	2,167	2,232	2,298
B	1	2,002	2,068	2,133
B	2	1,824	1,878	1,930
C	1	1,687	1,738	1,787
C	2	1,581	1,626	1,672

別表第3 教育職時間給表

ア 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,098	2,160
		(1,923)	(1,981)
A	2	1,890	1,951
		(1,733)	(1,789)
A	3	1,697	1,759
		(1,559)	(1,614)
B	1	1,552	1,612
		(1,426)	(1,482)
B	2	1,407	1,468
		(1,293)	(1,350)
B	3	1,261	1,323
		(1,161)	(1,217)

長期勤続者に対して特例として適用することのできる時間給表

別表第1A 一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	<u>3,357</u> (3,069)	<u>3,423</u>
A	2	<u>2,799</u> (2,563)	<u>2,858</u>
A	3	<u>2,234</u> (2,049)	<u>2,292</u>
B	1	<u>1,819</u> (1,668)	<u>1,863</u>
B	2	<u>1,602</u> (1,473)	<u>1,637</u>
B	3	<u>1,422</u> (1,307)	<u>1,455</u>
C	1	<u>1,293</u> (1,192)	<u>1,326</u>
C	2	<u>1,208</u> (1,111)	<u>1,241</u>
C	3	<u>1,120</u> (1,034)	<u>1,155</u>

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	<u>2,093</u> (1,919)	<u>2,144</u>	<u>2,195</u>	<u>2,247</u>
A	2	<u>1,885</u> (1,731)	<u>1,936</u>	<u>1,987</u>	<u>2,039</u>
A	3	<u>1,689</u> (1,551)	<u>1,728</u>	<u>1,769</u>	<u>1,811</u>
B	1	<u>1,481</u> (1,361)	<u>1,519</u>	<u>1,559</u>	<u>1,602</u>
B	2	<u>1,293</u> (1,193)	<u>1,330</u>	<u>1,367</u>	<u>1,407</u>
B	3	<u>1,111</u> (1,026)	<u>1,149</u>	<u>1,189</u>	<u>1,224</u>

長期勤続者に対して特例として適用することのできる時間給表

別表第1A 一般職時間給表

ア 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	<u>3,407</u> (3,115)	<u>3,474</u>
A	2	<u>2,841</u> (2,602)	<u>2,901</u>
A	3	<u>2,268</u> (2,079)	<u>2,327</u>
B	1	<u>1,846</u> (1,694)	<u>1,891</u>
B	2	<u>1,626</u> (1,495)	<u>1,661</u>
B	3	<u>1,443</u> (1,327)	<u>1,477</u>
C	1	<u>1,311</u> (1,210)	<u>1,346</u>
C	2	<u>1,225</u> (1,128)	<u>1,260</u>
C	3	<u>1,137</u> (1,050)	<u>1,173</u>

イ 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	<u>2,124</u> (1,948)	<u>2,177</u>	<u>2,227</u>	<u>2,281</u>
A	2	<u>1,913</u> (1,758)	<u>1,966</u>	<u>2,016</u>	<u>2,070</u>
A	3	<u>1,715</u> (1,574)	<u>1,755</u>	<u>1,796</u>	<u>1,839</u>
B	1	<u>1,503</u> (1,381)	<u>1,542</u>	<u>1,582</u>	<u>1,626</u>
B	2	<u>1,311</u> (1,211)	<u>1,350</u>	<u>1,388</u>	<u>1,428</u>
B	3	<u>1,128</u> (1,042)	<u>1,166</u>	<u>1,206</u>	<u>1,242</u>

別表第3A 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,170	2,234
		(1,990)	(2,050)
A	2	1,955	2,018
		(1,792)	(1,851)
A	3	1,756	1,820
		(1,613)	(1,670)
B	1	1,605	1,667
		(1,475)	(1,533)
B	2	1,455	1,518
		(1,338)	(1,397)
B	3	1,304	1,368
		(1,201)	(1,259)

別表第3A 同左

ア 同左

同左

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,203	2,268
		(2,019)	(2,080)
A	2	1,985	2,049
		(1,820)	(1,878)
A	3	1,782	1,847
		(1,637)	(1,695)
B	1	1,630	1,693
		(1,497)	(1,556)
B	2	1,477	1,541
		(1,358)	(1,418)
B	3	1,324	1,389
		(1,219)	(1,278)

「国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)給与規程」の一部改正(案)

現 行

(略)

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 医員時間給表(別表第2)

2 (略)

(略)

別表第2

別紙のとおり

改 正(案)

(略)

(同左)

第7条 同左

(1) (略)

(2) 同左

2 (略)

(略)

別表第2

別紙のとおり

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)時間給表

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,459	医員(医師)
A-2	1,335	医員(専攻医)
B	1,213	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,459	医員(歯科医師)
B	1,335	医員(専修歯科医)
C	1,213	医員(研修歯科医)

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)時間給表

別表第2 同左

(1) 同左

同左

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,481	医員(医師)
A-2	1,355	医員(専攻医)
B	1,231	医員(研修医)

(2) 同左

同左

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,481	医員(歯科医師)
B	1,355	医員(専修歯科医)
C	1,231	医員(研修歯科医)

「国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)給与規程」の一部改正(案)

現 行

(略)

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員・研究員系時間給表(別表第1)
- (2) 医員時間給表(別表第2)
- (3) 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表(別表第3)

2 (略)

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

改 正(案)

(略)

(同左)

第7条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左

2 (略)

(略)

別表第1

別紙のとおり

別表第2

別紙のとおり

別表第3

別紙のとおり

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)時間給表

別表第1 教員・研究員系時間給表

この時間給表は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員に適用する。なお、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教については、AランクからMランクの範囲内でその時間給額を決定するものとする。

ランク	時間給(円)
A	9,046
B	7,704
C	6,444
D	5,297
E	4,711
F	4,212
G	3,786
H	3,431
I	3,050
J	2,766
K	2,558
L	2,338
M	2,143
N	1,900
O	1,686
P	1,456
Q	1,407
R	1,206

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,459	医員(医師)
A-2	1,335	医員(専攻医)
B	1,213	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,459	医員(歯科医師)
B	1,335	医員(専修歯科医)
C	1,213	医員(研修歯科医)

別表第3 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表

この時間給表は、高等司法研究科の特任教授又は特任准教授に適用する。

ランク	時間給(円)
A	8,794
B	6,281
C	3,769

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)時間給表

別表第1 同左

同左

ランク	時間給(円)
A	9,182
B	7,820
C	6,541
D	5,376
E	4,782
F	4,275
G	3,843
H	3,482
I	3,096
J	2,807
K	2,596
L	2,373
M	2,175
N	1,929
O	1,711
P	1,478
Q	1,428
R	1,224

別表第2 同左

(1) 同左

同左

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,481	医員(医師)
A-2	1,355	医員(専攻医)
B	1,231	医員(研修医)

(2) 同左

同左

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,481	医員(歯科医師)
B	1,355	医員(専修歯科医)
C	1,231	医員(研修歯科医)

別表第3 同左

同左

ランク	時間給(円)
A	8,926
B	6,375
C	3,826

国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける教職員であつて、基本年俸表を適用されるもの(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「年俸制教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 年俸制教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 年俸制教職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 諸手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があつた場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。年俸制教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、年俸制教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、年俸制教職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第17条から第19条まで及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付特任教員等基本年俸表(別表第1)
 - (2) 任期付特任職員基本年俸表(別表第2)
 - (3) 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(別表第3)
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第4に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 年俸制教職員の基本年俸は、労働契約締結時におけるその者の職務内容、学歴、免許、資格及び教育研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があった場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(爆発物取扱等作業手当)

第13条 爆発物取扱等作業手当は、年俸制教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が高压ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第14条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する年俸制教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第15条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 特任診療放射線技師又は特任診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられている特任エックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う年俸制教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第16条 異常圧力内作業手当は、年俸制教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第16条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、任期付特任教員等基本年俸表の適用者であって医師免許証(医師法昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。)を有する者(大学の定める者に限る。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第17条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた年俸制教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第18条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた年俸制教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第19条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた年俸制教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。))。

(宿日直手当)

第20条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた年俸制教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第20条の2 第11条第3項の規定により基本年俸額を調整する必要のある年俸制教職員(別表第4第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第21条 年俸制教職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、年俸制教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。年俸制教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付され

た場合も、同様とする。

- 3 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該年俸制教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の年俸制教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第22条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第23条 年俸制教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第12条及び基本年俸表の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
(入試手当に関する特例)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(平成17年3月31日以前に採用された教員についての経過措置)
- 3 第12条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日以前に採用された教員については、労働契約の期間中であっても、改正後の基本年俸表を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年7月25日から施行する。
(国立大学法人大阪大学休職者給与の支給基準の一部改正)
- 2 国立大学法人大阪大学休職者給与の支給基準(平成16年4月14日制定)の一部を次のように改正する。
第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した年俸制教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第15条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(特別教授手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、特に大学に顕著な貢献があるものと総長が認める者には、別に定めるところにより、特別教授手当を支給することができる。
- 3 前項の規定により特別教授手当が支給される場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、第17条から第19条まで及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び特別教授手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 任期付特任教員等基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)
1	(+2)	20,613,300
	(+1)	19,854,600
	標準	19,095,900
	(-1)	18,337,200
2	(+2)	17,668,800
	(+1)	16,959,300
	標準	16,249,800
	(-1)	15,540,300
3	(+2)	14,908,500
	(+1)	14,247,900
	標準	13,587,300
	(-1)	12,926,700
4	(+2)	11,908,800
	(+1)	11,540,700
	標準	11,172,600
	(-1)	10,804,500
5	(+2)	10,558,500
	(+1)	10,251,600
	標準	9,944,700
	(-1)	9,637,800
6	(+2)	9,420,600
	(+1)	9,160,800
	標準	8,901,000
	(-1)	8,641,200
7	(+2)	8,438,700
	(+1)	8,209,500
	標準	7,980,300
	(-1)	7,751,100
8	(+2)	7,611,600
	(+1)	7,427,700
	標準	7,243,800
	(-1)	7,059,900
9	(+2)	6,813,600
	(+1)	6,629,700
	標準	6,445,800
	(-1)	6,261,900
10	(+2)	6,156,600
	(+1)	6,003,000
	標準	5,849,400
	(-1)	5,695,800
11	(+2)	5,615,400
	(+1)	5,501,400
	標準	5,387,400
	(-1)	5,273,400
12	(+2)	5,153,700
	(+1)	5,039,700
	標準	4,925,700
	(-1)	4,811,700
13	(+2)	4,739,700
	(+1)	4,647,900
	標準	4,556,100
	(-1)	4,464,300

別表第2 任期付特任職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設勤務者	標準	調整 1
1	(+2)	11,396,700	12,483,600	12,606,600
	(+1)	11,058,900	12,114,600	12,237,600
	標準	10,721,100	11,745,600	11,868,600
	(-1)	10,383,300	11,376,600	11,499,600
2	(+2)	10,184,100	11,153,400	11,280,000
	(+1)	9,841,500	10,779,000	10,905,600
	標準	9,498,900	10,404,600	10,531,200
	(-1)	9,156,300	10,030,200	10,156,800
3	(+2)	8,986,200	9,838,200	9,966,000
	(+1)	8,730,600	9,558,000	9,685,800
	標準	8,475,000	9,277,800	9,405,600
	(-1)	8,219,400	8,997,600	9,125,400
4	(+2)	7,976,700	8,733,300	8,841,900
	(+1)	7,734,300	8,465,400	8,574,000
	標準	7,491,900	8,197,500	8,306,100
	(-1)	7,249,500	7,929,600	8,038,200
5	(+2)	7,073,100	7,735,200	7,861,800
	(+1)	6,864,300	7,508,100	7,634,700
	標準	6,655,500	7,281,000	7,407,600
	(-1)	6,446,700	7,053,900	7,180,500
6	(+2)	6,325,800	6,915,600	7,043,700
	(+1)	6,164,400	6,738,600	6,866,700
	標準	6,003,000	6,561,600	6,689,700
	(-1)	5,841,600	6,384,600	6,512,700
7	(+2)	5,586,900	6,104,700	6,232,800
	(+1)	5,381,400	5,880,600	6,008,700
	標準	5,175,900	5,656,500	5,784,600
	(-1)	4,970,400	5,432,400	5,560,500
8	(+2)	4,900,200	5,355,900	5,474,100
	(+1)	4,766,400	5,206,500	5,321,700
	標準	4,632,600	5,057,100	5,169,300
	(-1)	4,498,800	4,907,700	5,016,900
9	(+2)	4,363,500	4,762,800	4,872,900
	(+1)	4,232,700	4,619,700	4,729,800
	標準	4,101,900	4,476,600	4,586,700
	(-1)	3,971,100	4,333,500	4,443,600
10	(+2)	3,842,700	4,194,300	4,316,700
	(+1)	3,717,900	4,057,500	4,173,600
	標準	3,593,100	3,920,700	4,030,500
	(-1)	3,468,300	3,783,900	3,887,400
11	(+2)	3,357,000	3,664,500	3,761,400
	(+1)	3,242,400	3,536,700	3,627,600
	標準	3,127,800	3,408,900	3,493,800
	(-1)	3,013,200	3,281,100	3,360,000

別表第3 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	6,571,800	6,695,700	6,820,800
	(+1)	6,384,600	6,508,500	6,633,600
	標準	6,197,400	6,321,300	6,446,400
	(-1)	6,010,200	6,134,100	6,259,200
2	(+2)	5,848,200	5,972,100	6,097,500
	(+1)	5,675,700	5,799,600	5,924,700
	標準	5,503,200	5,627,100	5,751,900
	(-1)	5,330,700	5,454,600	5,579,100
3	(+2)	5,237,400	5,350,500	5,465,100
	(+1)	5,105,100	5,213,700	5,322,900
	標準	4,972,800	5,076,900	5,180,700
	(-1)	4,840,500	4,940,100	5,038,500
4	(+2)	4,728,300	4,832,400	4,935,900
	(+1)	4,608,600	4,712,400	4,816,200
	標準	4,488,900	4,592,400	4,696,500
	(-1)	4,369,200	4,472,400	4,576,800
5	(+2)	4,299,900	4,403,700	4,507,800
	(+1)	4,206,900	4,310,700	4,414,800
	標準	4,113,900	4,217,700	4,321,800
	(-1)	4,020,900	4,124,700	4,228,800
6	(+2)	3,930,600	4,035,300	4,138,800
	(+1)	3,840,600	3,945,300	4,048,800
	標準	3,750,600	3,855,300	3,958,800
	(-1)	3,660,600	3,765,300	3,868,800
7	(+2)	3,631,500	3,735,600	3,839,700
	(+1)	3,574,200	3,678,300	3,781,500
	標準	3,516,900	3,621,000	3,723,300
	(-1)	3,459,600	3,563,700	3,665,100
8	(+2)	3,414,000	3,504,600	3,596,700
	(+1)	3,364,500	3,449,400	3,534,300
	標準	3,315,000	3,394,200	3,471,900
	(-1)	3,265,500	3,339,000	3,409,500
9	(+2)	3,185,400	3,263,700	3,341,400
	(+1)	3,120,900	3,198,300	3,276,600
	標準	3,056,400	3,132,900	3,211,800
	(-1)	2,991,900	3,067,500	3,147,000

別表第4 適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (2) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (3) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (4) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (5) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	2
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第19条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本年俸(1週当たりの所定労働時間数が35時間に満たない者については、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第3条第1項第2号の適用を受ける者(以下「パートタイム勤務嘱託職員」という。))に適用される基本年俸額に、その者の1週当たりの所定労働時間数を35で除して得た数を乗じて得た額とする。)は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 前項に規定する基本給に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の基本給とする。

3 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

4 諸手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 全国健康保険協会管掌健康保険料

(4) 厚生年金保険料

(5) 雇用保険料

(6) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 労働時間規程第3条第1項第1号の適用を受ける者(以下「フルタイム勤務嘱託職員」という。)については、前項第3号及び第4号を併せて「共済組合保険料」と読み替え、これを適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものととして、基本給を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第19条から第21条まで及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表(別表第1)
 - (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表(別表第2)
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第3に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会の議を経て、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があった場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(高所作業手当)

第13条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第14条 爆発物取扱等作業手当は、職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第15条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第17条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護手当)

第18条 夜間看護手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

(超過勤務手当)

第19条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、次の各号のとおり超過勤務手当を支給する。

(1) フルタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)

(2) パートタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125)

2 前項第2号の超過勤務により1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職員(嘱託職員(マネジメントクラス)がこれに該当する。以下「管理職」という。)のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第20条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第4項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第21条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

2 管理職の基本年俸には、前項に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

(宿日直手当)

第22条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第22条の2 第11条第3項の規定により基本年俸額の調整を受ける職員(別表第3第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第23条 職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため、就業規則第10条第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が就業規則第10条第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第10条第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 職員が就業規則第10条第3号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第10条第3号に該当する場合であって当該職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 職員が就業規則第10条第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第24条 労働時間規程第20条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 23 年 11 月 28 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

(災害応急作業等手当)

2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。

3 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、第 19 条から第 21 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額(その額を 1 週間における 1 日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を同条第 1 項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第 16 条第 1 項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(特例任期付嘱託職員の基本年俸額の調整に関する経過措置)

2 改正後の別表第 2 の定めにかかわらず、施行日の前日において、別表第 2 の「調整 2」欄の基本年俸額の支給を受けていた者の基本年俸額については、その契約期間(更新期間を含む。)が満了するまでの間、改正前の別表第 2 を適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

ク ラ ス	区 分	基本年俸額(円)					
		標 準		調 整 1		調 整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
マネジメント	(+2)	5,541,600	—	5,608,800	—	5,675,400	—
	(+1)	5,328,600	—	5,401,800	—	5,474,700	—
	標準	5,115,600	—	5,194,800	—	5,274,000	—
	(-1)	4,902,600	—	4,987,800	—	5,073,300	—
アッパー	(+2)	4,689,000	3,958,200	4,780,500	4,042,200	4,871,400	4,132,500
	(+1)	4,476,000	3,806,100	4,573,500	3,893,100	4,670,700	3,983,400
	標準	4,263,000	3,654,000	4,366,500	3,744,000	4,470,000	3,834,300
	(-1)	4,080,300	3,501,900	4,187,400	3,594,900	4,294,200	3,685,200
ミドル	(+2)	3,897,600	3,349,200	4,007,400	3,445,500	4,117,800	3,547,800
	(+1)	3,714,900	3,197,100	3,828,300	3,296,400	3,942,000	3,398,700
	標準	3,532,200	3,045,000	3,649,200	3,147,300	3,766,200	3,249,600
	(-1)	3,349,500	2,892,900	3,469,800	2,997,900	3,589,800	3,100,200
エキスパート	(+2)	3,166,800	2,740,200	3,289,200	2,847,600	3,412,500	2,960,700
	(+1)	2,984,100	2,588,100	3,109,800	2,697,900	3,236,100	2,811,000
	標準	2,801,400	2,436,000	2,930,400	2,549,100	3,059,700	2,662,200
	(-1)	2,649,300	2,283,900	2,780,100	2,398,500	2,911,200	2,511,600
ユニバーサル	(+2)	2,496,600	2,131,200	2,629,500	2,247,000	2,762,100	2,366,400
	(+1)	2,344,500	1,979,100	2,479,200	2,096,100	2,613,600	2,215,500
	標準	2,192,400	1,827,000	2,328,900	1,946,400	2,465,100	2,065,800
	(-1)	2,040,300	1,674,900	2,178,600	1,795,500	2,316,600	1,914,900

※ マネジメントクラスの適用にあたっては、フルタイム勤務嘱託職員に限るものとする。

別表第2 特例任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)					
		標準		調整1		調整2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
1	(+2)	4,988,400	4,364,400	5,094,900	4,457,700	5,201,700	4,551,300
	(+1)	4,930,200	4,313,700	5,036,700	4,407,000	5,143,500	4,500,600
	標準	4,872,000	4,263,000	4,978,500	4,356,300	5,085,300	4,449,900
	(-1)	4,816,200	4,212,300	4,922,700	4,305,600	5,029,500	4,399,200
2	(+2)	4,760,400	4,161,300	4,866,900	4,254,900	4,973,400	4,348,200
	(+1)	4,704,600	4,110,600	4,811,100	4,204,200	4,917,600	4,297,500
	標準	4,648,800	4,059,900	4,755,300	4,153,500	4,861,800	4,246,800
	(-1)	4,590,600	4,009,200	4,697,100	4,102,800	4,803,600	4,196,100
3	(+2)	4,531,800	3,958,500	4,638,300	4,051,800	4,744,800	4,145,100
	(+1)	4,473,600	3,907,800	4,580,100	4,001,100	4,686,600	4,094,400
	標準	4,415,400	3,857,100	4,521,900	3,950,400	4,628,400	4,043,700
	(-1)	4,357,200	3,806,400	4,463,700	3,899,700	4,570,200	3,993,000
4	(+2)	4,298,100	3,755,400	4,404,900	3,848,700	4,511,400	3,942,300
	(+1)	4,239,900	3,704,700	4,346,700	3,798,000	4,453,200	3,891,600
	標準	4,181,700	3,654,000	4,288,500	3,747,300	4,395,000	3,840,900
	(-1)	4,123,500	3,603,300	4,230,300	3,696,600	4,336,800	3,790,200
5	(+2)	4,064,700	3,552,300	4,171,200	3,645,900	4,278,000	3,739,200
	(+1)	4,006,500	3,501,600	4,113,000	3,595,200	4,219,800	3,688,500
	標準	3,948,300	3,450,900	4,054,800	3,544,500	4,161,600	3,637,800
	(-1)	3,890,100	3,400,200	3,996,600	3,493,800	4,103,400	3,587,100
6	(+2)	3,831,300	3,349,500	3,937,800	3,442,800	4,044,600	3,536,100
	(+1)	3,773,100	3,298,800	3,879,600	3,392,100	3,986,400	3,485,400
	標準	3,714,900	3,248,100	3,821,400	3,341,400	3,928,200	3,434,700
	(-1)	3,656,700	3,197,400	3,763,200	3,290,700	3,870,000	3,384,000
7	(+2)	3,597,900	3,146,400	3,704,400	3,239,700	3,810,900	3,333,300
	(+1)	3,539,700	3,095,700	3,646,200	3,189,000	3,752,700	3,282,600
	標準	3,481,500	3,045,000	3,588,000	3,138,300	3,694,500	3,231,900
	(-1)	3,423,300	2,994,300	3,529,800	3,087,600	3,636,300	3,181,200
8	(+2)	3,364,500	2,943,300	3,471,000	3,036,900	3,577,500	3,130,200
	(+1)	3,306,300	2,892,600	3,412,800	2,986,200	3,519,300	3,079,500
	標準	3,248,100	2,841,900	3,354,600	2,935,500	3,461,100	3,028,800
	(-1)	3,192,300	2,791,200	3,298,800	2,884,800	3,405,300	2,978,100
9	(+2)	3,136,200	2,740,500	3,243,000	2,833,800	3,349,500	2,927,100
	(+1)	3,080,400	2,689,800	3,187,200	2,783,100	3,293,700	2,876,400
	標準	3,024,600	2,639,100	3,131,400	2,732,400	3,237,900	2,825,700
	(-1)	2,966,400	2,588,400	3,073,200	2,681,700	3,179,700	2,775,000
10	(+2)	2,907,600	2,537,400	3,014,100	2,630,700	3,120,900	2,724,300
	(+1)	2,849,400	2,486,700	2,955,900	2,580,000	3,062,700	2,673,600
	標準	2,791,200	2,436,000	2,897,700	2,529,300	3,004,500	2,622,900
	(-1)	2,733,000	2,385,300	2,839,500	2,478,600	2,946,300	2,572,200
11	(+2)	2,674,200	2,334,300	2,780,700	2,427,900	2,887,500	2,521,200
	(+1)	2,616,000	2,283,600	2,722,500	2,377,200	2,829,300	2,470,500
	標準	2,557,800	2,232,900	2,664,300	2,326,500	2,771,100	2,419,800
	(-1)	2,499,600	2,182,200	2,606,100	2,275,800	2,712,900	2,369,100
12	(+2)	2,440,800	2,131,500	2,547,300	2,224,800	2,653,800	2,318,100
	(+1)	2,382,600	2,080,800	2,489,100	2,174,100	2,595,600	2,267,400
	標準	2,324,400	2,030,100	2,430,900	2,123,400	2,537,400	2,216,700
	(-1)	2,266,200	1,979,400	2,372,700	2,072,700	2,479,200	2,166,000
13	(+2)	2,207,400	1,928,400	2,313,900	2,021,700	2,420,400	2,115,300
	(+1)	2,149,200	1,877,700	2,255,700	1,971,000	2,362,200	2,064,600
	標準	2,091,000	1,827,000	2,197,500	1,920,300	2,304,000	2,013,900

号 数	区 分	基 本 年 俸 額(円)					
		標 準		調 整 1		調 整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
	(-1)	2,032,800	1,776,300	2,139,300	1,869,600	2,245,800	1,963,200
14	(+2)	1,974,000	1,725,300	2,080,500	1,818,900	2,187,000	1,912,200
	(+1)	1,915,800	1,674,600	2,022,300	1,768,200	2,128,800	1,861,500
	標準	1,857,600	1,623,900	1,964,100	1,717,500	2,070,600	1,810,800
	(-1)	1,799,400	1,573,200	1,905,900	1,666,800	2,012,400	1,760,100
15	(+2)	1,740,300	1,522,500	1,847,100	1,615,800	1,953,600	1,709,100
	(+1)	1,682,100	1,471,800	1,788,900	1,565,100	1,895,400	1,658,400
	標準	1,623,900	1,421,100	1,730,700	1,514,400	1,837,200	1,607,700
	(-1)	1,568,100	1,370,400	1,674,900	1,463,700	1,781,400	1,557,000

別表第3 適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師及び准看護師(当該病棟のみを担当している者に限る。) (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (6) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(7) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師 (8) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (9) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。

2 諸手当は、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 全国健康保険協会管掌健康保険料

(3) 厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給)

第6条 職員には、次条に規定する時間給表に基づき、時間給を支給する。

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職時間給表(別表第1)

ア 一般職時間給表(一)

イ 一般職時間給表(二)

(2) 医療職時間給表(別表第2)

ア 医療職時間給表(A)

イ 医療職時間給表(B)

(3) 教育職時間給表(別表第3)

ア 教育職時間給表(一)

2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条第2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第16条第3項から第18条に規定する時間給については、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第16条から第18条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

第9条 削除

(高所作業手当)

第10条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第11条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち一般職時間給表(一)の適用を受ける職員が高压ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第12条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員のうち一般職時間給表の適用を受ける職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職時間給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第13条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第14条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高压の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

第15条 削除

(超過勤務手当)

第16条 非常勤職員(短時間勤務職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の100を超過勤務手当として支給する。

2 前項の超過勤務が深夜に行われた場合は、深夜にかかる時間1時間につき、時間給の100分の125を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の超過勤務が1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第17条 労働時間規程第5条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第18条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(併給禁止)

第18条の2 別表第1及び別表第3に規定する、「時間給を調整する必要のある職」(核物理研究センターにおいて放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事する職員、又は放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員に限る。)の適用を受ける職員には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

附 則

この改正は平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
(給与の支給に関する経過措置)
- 2 改正後の第3条第2項及び第3章の規定にかかわらず、前項の施行日の前日において職員として勤務していた者について、その労働契約を更新する場合には、当分の間、従前の給与額を下回らない額の時間給を支給することができるものとする。
(契約期間に残存期間がある場合の経過措置)
- 3 第1項の施行日において、労働契約の期間に残存期間がある者については、その期間が満了するまでの間、従前の例により、給与を支給することができるものとする。
(長期勤続者に対する特例措置)
- 4 第7条第1項の規定にかかわらず、大学における職員としての継続勤務期間(法人化前から大阪大学に時間雇用職員として勤務していた者については、当該時間雇用職員としての継続勤務期間及びこれに先行する日々雇用職員としての継続勤務期間を含む。)が10年に達した者については、当分の間、別表第1及び別表第3に定める時間給表に代えて、別表第1A及び別表第3Aに定める時間給表を適用することができるものとする。

附 則

この改正は平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成17年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行し、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「岡山県真庭郡」を「岡山県真庭市」に改める部分に限る。) 平成17年3月31日
- (2) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「奈良県吉野郡」を「奈良県五條市」に改める部分に限る。) 平成17年9月25日
- (3) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「兵庫県佐用郡」を「兵庫県佐用町」に改める部分に限る。) 平成17年10月1日

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に事務補佐員又は臨時用務員として雇用されており、同年10月1日以降引き続き大学に雇用された者のうち、第1条にいう「職員」に該当するものについては、第3条第2項及び第3章の規定にかかわらず、当分の間、旧外大における給与額を下回らない額の時間給を支給することができるものとする。
- 3 前項に規定する者のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学非常勤職員就業規則第26条第2項により、その同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
- 4 第2項に規定する者については、附則(平成17年4月1日施行)第4項に規定する「継続勤務期間」に、旧外大における継続勤務期間(法人化前の大阪外国語大学における事務補佐員又は臨時用務員としての継続勤務期間を含む。)を含むものとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第8条の2の規定にかかわらず、第16条第3項から第18条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第13条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)時間給表

別表第1 一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,245 (2,967)	3,309
A	2	2,706 (2,478)	2,763
A	3	2,160 (1,980)	2,216
B	1	1,758 (1,613)	1,801
B	2	1,549 (1,424)	1,582
B	3	1,374 (1,264)	1,407
C	1	1,249 (1,152)	1,282
C	2	1,167 (1,074)	1,200
C	3	1,083 (1,000)	1,117

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,023 (1,855)	2,073	2,121	2,172
A	2	1,822 (1,674)	1,872	1,920	1,971
A	3	1,633 (1,499)	1,671	1,710	1,751
B	1	1,431 (1,315)	1,469	1,507	1,549
B	2	1,249 (1,153)	1,286	1,322	1,360
B	3	1,074 (992)	1,110	1,149	1,183
C	1	954			
C	2	871			

別表第2 医療職時間給表

ア 医療職時間給表(A)

この時間給表は、医療技術補佐員及び医療技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	3,194	3,258	3,322
A	2	2,836	2,900	2,964
A	3	2,562	2,617	2,668
B	1	2,312	2,368	2,421
B	2	2,119	2,174	2,227
B	3	1,932	1,987	2,039
C	1	1,813	1,867	1,918
C	2	1,707	1,750	1,789
C	3	1,575	1,614	1,655

イ 医療職時間給表(B)

この時間給表は、看護技術補佐員及び看護技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	2,570	2,636	2,702
A	2	2,367	2,432	2,497
A	3	2,167	2,232	2,298
B	1	2,002	2,068	2,133
B	2	1,824	1,878	1,930
C	1	1,687	1,738	1,787
C	2	1,581	1,626	1,672

別表第3 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,098 (1,923)	2,160 (1,981)
A	2	1,890 (1,733)	1,951 (1,789)
A	3	1,697 (1,559)	1,759 (1,614)
B	1	1,552 (1,426)	1,612 (1,482)
B	2	1,407 (1,293)	1,468 (1,350)
B	3	1,261 (1,161)	1,323 (1,217)

長期勤続者に対して特例として適用することのできる時間給表

別表第1A 一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,407 (3,115)	3,474
A	2	2,841 (2,602)	2,901
A	3	2,268 (2,079)	2,327
B	1	1,846 (1,694)	1,891
B	2	1,626 (1,495)	1,661
B	3	1,443 (1,327)	1,477
C	1	1,311 (1,210)	1,346
C	2	1,225 (1,128)	1,260
C	3	1,137 (1,050)	1,173

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,124 (1,948)	2,177	2,227	2,281
A	2	1,913 (1,758)	1,966	2,016	2,070
A	3	1,715 (1,574)	1,755	1,796	1,839
B	1	1,503 (1,381)	1,542	1,582	1,626
B	2	1,311 (1,211)	1,350	1,388	1,428
B	3	1,128 (1,042)	1,166	1,206	1,242

別表第2A 削除

別表第3A 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,203 (2,019)	2,268 (2,080)
A	2	1,985 (1,820)	2,049 (1,878)
A	3	1,782 (1,637)	1,847 (1,695)
B	1	1,630 (1,497)	1,693 (1,556)
B	2	1,477 (1,358)	1,541 (1,418)
B	3	1,324 (1,219)	1,389 (1,278)

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)給与規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。

2 諸手当は、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、医師臨床研修特別手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 全国健康保険協会管掌健康保険料

(3) 厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給)

第6条 職員には、次条に規定する時間給表に基づき、時間給を支給する。

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教員・研究員系時間給表(別表第1)

(2) 医員時間給表(別表第2)

2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条第2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第12条から第14条に規定する時間給については、当該勤務が、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1月単位で支給されるもの)にあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第12条から第14条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

(放射線取扱手当)

第9条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第10条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバスカルまで	210円
0.3メガバスカルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第10条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、医員時間給表の適用者であって医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者(医員(研修医)を除く。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(医師臨床研修特別手当)

第11条 医学部附属病院において、医員(研修医)として診療業務に従事する職員に対しては、別に定めるところにより、医師臨床研修特別手当を支給する。

2 大学が前項の手当を支給される者に対して、月の初日から末日までの間に、別に定める超過勤務時間数を超える診療業務への従事を命じた場合には、当該超過時間について次条に規定する手当を支給する。

(超過勤務手当)

第12条 非常勤職員(定時教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第13条 労働時間規程第5条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第14条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手

当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第15条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 3 この規程の適用日の前々日において、法人化前の大阪大学に日々雇用職員として勤務していた職員を大学が引き続き定時教育研究等職員として雇用する場合には、第6条から第8条までの規定にかかわらず、最初の労働契約の期間が満了するまでの間、従前の給与額を時間給に換算した額をもとに、その時間給の額を支給することができるものとする。

附 則

この改正は平成16年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(医員(医師)の時間給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第2の定めにかかわらず、その改正前から、医員(医師)として大学に雇用されていた者については、医師免許を取得した年度の4月1日を起算日として、当該免許取得後6年を経過する日の前日までの間、時間給として1,328円を支給するものとする。
(研修医手当の支給に関する経過措置)
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、第1項の施行日の前日において、医学部附属病院の医員(研修医)として勤務していた者については、当分の間、従前の例により、研修医手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。ただし、別表第1 教員・研究員系時間給表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成21年4月1日から施行する。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 改正後の別表第1の定めにかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、特任研究員のうち、平成26年3月31日までに労働契約の期間が満了する者に限り、次表によりその時間給額を決定することができるものとする。

ランク	時間給(円)
N	1,891
O	1,678
P	1,449

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 第8条の2の規定にかかわらず、第12条から第14条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第9条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)時間給表

別表第1 教員・研究員系時間給表

この時間給表は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員に適用する。

ランク	時間給(円)
A	9,046
B	7,704
C	6,444
D	5,297
E	4,711
F	4,212
G	3,786
H	3,431
I	3,050
J	2,766
K	2,558
L	2,338
M	2,143

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,481	医員(医師)
A-2	1,355	医員(専攻医)
B	1,231	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,481	医員(歯科医師)
B	1,355	医員(専修歯科医)
C	1,231	医員(研修歯科医)

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)給与規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。
2 諸手当は、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。
2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
(1) 源泉所得税
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険料
(3) 厚生年金保険料
(4) 雇用保険料
(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給)

第6条 職員には、次条に規定する時間給表に基づき、時間給を支給する。

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1) 教員・研究員系時間給表(別表第1)
(2) 医員時間給表(別表第2)
(3) 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表(別表第3)
2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条

第2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第11条第3項から第13条に規定する時間給については、当該勤務が、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1月単位で支給されるもの)にあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

(放射線取扱手当)

第9条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第10条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第10条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、医員時間給表の適用者であって医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者(医員(研修医)を除く。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第11条 非常勤職員(短時間教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の100を超過勤務手当として支給する。

2 前項の超過勤務が深夜に行われた場合は、深夜にかかる時間1時間につき、時間給の100分の125を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の超過勤務が1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第12条 労働時間規程第5条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第13条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。))。

(宿日直手当)

第14条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 3 この規程の適用日の前々日において、法人化前の大阪大学に時間雇用職員として勤務していた職員を大学が引き続き短時間教育研究等勤務職員として雇用する場合には、第6条から第8条までの規定にかかわらず、最初の労働契約の期間が満了するまでの間、従前の給与額を時間給に換算した額をもとに、その時間給を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(医員(医師)の時間給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第2の定めにかかわらず、その改正前から、医員(医師)として大学に雇用されていた者については、医師免許を取得した年度の4月1日を起算日として、当該免許取得後6年を経過する日の前日までの間、時間給として1,328円を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。ただし、別表第1 教員・研究員系時間給表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第1の定めにかかわらず、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教のうち、平成21年3月31日において、NランクからPランクの適用を受け、その後も引き続き労働契約を締結している者に限り、その契約期間(更新期間を含む。)が満了するまでの間、NランクからPランクの範囲内でその時間給額を決定することができるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第8条の2の規定にかかわらず、第11条第3項から第13条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第9条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)時間給表

別表第1 教員・研究員系時間給表

この時間給表は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員に適用する。なお、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教については、AランクからMランクの範囲内でその時間給額を決定するものとする。

ランク	時間給(円)
A	9,182
B	7,820
C	6,541
D	5,376
E	4,782
F	4,275
G	3,843
H	3,482
I	3,096
J	2,807
K	2,596
L	2,373
M	2,175
N	1,929
O	1,711
P	1,478
Q	1,428
R	1,224

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,481	医員(医師)
A-2	1,355	医員(専攻医)
B	1,231	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,481	医員(歯科医師)
B	1,355	医員(専修歯科医)
C	1,231	医員(研修歯科医)

別表第3 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表

この時間給表は、高等司法研究科の特任教授又は特任准教授に適用する。

ランク	時間給(円)
A	8,926
B	6,375
C	3,826